

市政に対する要望書
に対する回答書

令和6年3月

(担当：地方創生推進部政策企画課)

1 総括・地方自治

(1) 連合は、「働くことを軸とする安心社会」(働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会)をめざしている。こうした社会の実現のためには、市民レベルから世界レベルに至る各層での様々な団体との「社会対話」が重要であり、課題解決へ向けた、より具体的で有効な手段として機能させていく必要がある。長岡市におかれても「市民との協働」の理念のもと市民の積極的な社会参加と「対話」を促し、市民力を活かした市政運営を引き続き進められたい。また、市内勤労者を代表する連合中越との対話に今後も協力されたい。あわせて、長岡市が所管する各種審議会、委員会、諮問委員会などの各層代表メンバーに労働者代表を引き続き可能な限り選任することとし、事前に連合中越と調整されたい。

(回答)

市が将来にわたり活力あふれるまちであり続けるために、長岡市総合計画では、「協働によるまちづくり」を市政全般の共通理念として掲げ、市民や地域、事業者などが個性を活かし、力を合わせるまちづくりを目指しています。

その実現のためには、市民や市民団体が自由な発想で自発的な活動を展開し、積極的にまちづくりに参加できる環境の整備が必要と考え、市では NPO との協働運営による「市民協働センター」の設置や、「未来を創る市民活動応援補助金」による活動資金の支援などを行っております。

今後も市民がまちづくりの主役として大いに活躍できる社会を目指すことはもちろんのこと、市民や市民活動団体、そして企業といった皆様と対話を重ねることで、協働によるまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

また、各種審議会、委員会などのメンバーには、従来から連合中越をはじめとする各界各層から広く就任していただいております。

「市民に開かれた市政」を実現するためには、情報公開の推進が必要と考えており、そのための施策のひとつとして「審議会等の会議の公開、委員の公募」を掲げ、審議会等の会議録を原則としてホームページにおいて公開することとしています。今後も、広く市民の声を市政運営に反映させていくよう取り組んでまいります。

合わせて、今後も審議会などの設置趣旨を踏まえ、労働者代表をはじめ、広く市民の皆様に委員の就任をお願いしてまいりたいと考えております。

(市民協働課、人事課)

(2) 市が発注を行う請負・委託契約、指定管理者の指定等については、「公共サービス基本法」にもあるとおり、発注者責任として公共サービスに従事する者の公

正労働基準(ディーセント・ワーク、常用雇用、委託労働者の継続雇用、生活賃金など)の遵守などの労働環境の整備に引き続き努められたい。特に、工事や業務委託の入札・契約に関わる条例や要綱などに、労働基本法等の労働法制や社会保障関連法規に違反した企業を、発注対象から除外する項目を設けられたい。また最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の契約金額の見直しを行われたい。

(回答)

建設工事の入札参加資格審査において、県の「ハッピー・パートナー」登録企業や障害者又は若年者の雇用を行っている企業に対し、主観点項目(市独自の加点点項目)を設定し、その取り組みを適切に評価することを今後も継続していきたいと考えております。

指定管理者に対しましては、労働関係法令の遵守について、施設の管理運営に係る仕様や水準を示した業務基準書に明記するとともに、業務の開始後においても、事業報告書により状況を確認しており、これらのことを今後も継続していきたいと考えております。

建設工事や建設工事に係る業務委託等においては、指名停止措置等ができる「長岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱」を設けております。賃金水準の変動に対しては「長岡市建設工事請負基準約款」で規定を設けております。

(契約検査課、行政管理課)

(3)「労働者協同組合法」は、昨年10月から施行され、7月現在、全国では55団体の労働者協同組合法人が開設された。全国での活動事例も、自治会と結んだ地域の活性化や、地域おこし協力隊の事業継続、高齢者、障がい者、子育て家庭への様々なサポート事業、福祉サービスを始める事例など。地元の人的資源に主体を求め、新しい地域おこしに取り組む事例が様々な分野で広がる契機となり始めている。市としてもこの法が実効性あるものとなり、労働者の生活向上はもとより地域の活性化につながるよう、職員に対して法律の学習会の開催、制度内容の市民、関係機関への周知、「労働者協同組合法人」の設立や法人移行に関わる相談窓口の確立など、具体的な対応策について予算措置を含め検討されたい。

(回答)

労働者協同組合法は、地域課題の解決を目指す様々な団体が法人格を持つとともに、組合員が労働契約に基づく労働者として保護されることから、地域活性化や雇用の創出などにつながるものとして期待しております。

市としましても、法人設立の事前相談と申請窓口である県と連携しながら、市民や関係機関に対して、同法の内容や厚生労働省の相談窓口の利用など、制度の

周知を図ってまいります。

(産業立地・人材課)

2 雇用・労働政策

- (1) 長岡市が取り組まれている「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」については、引き続き取組を強化されたい。特に、2018年の改正労働安全衛生法により義務化された「管理監督者を含めすべての労働者の労働時間の適正な把握」や「産業医への情報提供」などが確実に実施されるよう周知されたい。また、事業場において、産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応できるよう事業場における必要な体制整備の支援を行なわれたい。

(回答)

市では、事業者自らが柔軟で働きやすい職場を目指して、自らが目標を設定し、働き方改革を進める企業を「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」賛同企業として221社を認定しており、うち、今年度は4月から現在まで8社の認定が決定しております。

また、「労働者の労働時間の適正な把握」や「産業医への情報提供」を含めた働き方改革関連法の内容につきましては、市が設置する働き方改革相談員による企業の人事・総務担当者等のニーズに合わせたコンサルティングや、賛同企業を対象とした勉強会や研修会を実施し、事業者の更なる働き方改革の推進をサポートしていきます。また、各賛同企業が目標とする働き方改革の進捗を確認しながら、新潟労働局やハローワーク長岡、働き方改革相談センター、県などと連携して周知を進めてまいります。

(産業立地・人材課)

- (2) 最低賃金について、金額の周知とあわせて最低賃金制度の意義・役割について周知徹底をはかられたい。また、中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の利用促進への支援などを行われたい。

(回答)

最低賃金の引き上げにつきましては、労働団体からの要望や、市内企業の賃金改定状況調査を踏まえて、市として、新潟労働局、及び新潟地方最低賃金審議会に対して、例年以上の引き上げを要請してまいりました。

今年度の最低賃金改定の結果を受け、市では、ハローワークなどと連携しながら、ホームページ等で周知を行ってまいりました。

また、9月から実施しております子育て中の方や、高齢者などがスマートフォ

ンなどで手軽に時間単位で就業できるアプリ「ながおかマッチボックス」でも、登録事業者に向けて、最低賃金以上での求人を厳守するとともに、システム上でも制限をかける仕組みを導入したところであり、今後も、こうした機会を捉えて周知に努めてまいります。

あわせて、中小企業や零細事業者が最低賃金の引き上げに向けた生産性向上を図るための「業務改善助成金」等、国の助成制度の拡充などについても、新潟労働局などと連携しながら、市が設置する働き方改革相談員による市内企業への無料コンサルティング等を通じて、企業ニーズに則した利用促進を図ってまいります。

(産業立地・人材課)

- (3) 2020 年 4 月に施行された同一労働同一賃金に関する法律への対応を確実に実施し、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする 60 歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差を確実に是正する必要がある。産業や業種・職種ごとに異なる労働環境等を勘案しながら、個別の労使協議を通じて、企業や職場において最適な働き方を検討するよう周知、支援されたい。

(回答)

市では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者等の待遇差の改善に向けて、企業や職場におけるパートタイム・有期雇用労働法やガイドラインといった関連法令の遵守による公正な待遇の確保とともに、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、市が設置する働き方改革相談員による企業コンサルティング等のほか、労使協議を促進するため、労働組合の地域協議会の活動を支援してまいります。

(産業立地・人材課)

- (4) 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、人が人と接するあらゆる産業において生じている社会的な問題であり、防止に向けた具体策が求められている。カスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進されたい。特に消費者庁「第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会」最終報告を踏まえ、消費者と事業者との適切なコミュニケーションなど、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮したエシカル消費を促進されたい。

(回答)

消費者に対する対応といたしましては、市のホームページや出前講座、消費生活センターからのお知らせ等で、消費生活に関する正しい知識や悪質商法にあわないための注意喚起、エシカル消費、事業者への意見の伝え方などについての周

知を行い、引き続き消費者に働きかけてまいります。

事業者に対する対応といたしましては、カスタマーハラスメントを受ける労働者、もしくは事業者の観点から、ハラスメントに対する体制や、社内環境の整備など企業ニーズに合わせて、市が設置する働き方改革相談員によるコンサルティング等を通じて働きかけてまいります。

(市民課、産業立地・人材課)

3 経済・産業政策

- (1) ITやIoTなど新たな産業革新に対応した、企業における人的投資、テレワーク環境の整備をはじめとする設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施されたい。特に、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化されたい。その際には、雇用形態や企業規模による格差が生じることのないよう、特に弱い立場の労働者や、中小企業に対する支援策を講じられたい。

(回答)

市では、ITやIoTなど新たな産業革新に対応した多様な働き方を推進する施策の一つとして、首都圏のIT企業等の本社業務に所属しながら、市内において完全リモートで本社業務に従事する長岡ワークモデル「NAGAOKA WORKER」を官民一体となって推進していくほか、昨年度より関東経済産業局のモデル地区として選定され実施している「地域の人事部事業」において、市や商工会議所、金融機関等が連携して、兼業・副業人材といった柔軟な人材の活用等を進めているほか、今年度からは、長岡工業高等専門学校と連携して、社会人向けのリカレント講座を実施しております。

他にも、市内企業や市、産業支援機関、大学・高専等学術機関等が連携して設立した「長岡グローバル人材活躍推進協議会」において、高度外国人材の市内就業を推進するなど、産業革新に市内企業が対応し、生産性向上とともに新たな雇用の創出につなげるための施策を実施してまいります。

また、デジタル分野や成長分野に対応するための労働者に対する教育訓練については、新潟労働局やハローワーク長岡等と連携しながら、国の「人材開発支援助成金」等の活用を事業者に促していくとともに、あわせて本市に立地するポリテクセンター新潟と連携して、同所の在職者訓練の活用を促進してまいります。

(産業立地・人材課)

- (2) 政府は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、脱炭素化に向けた政策措置を打ち出されている。連合をはじめとする世界の労働

組合は、脱炭素社会への移行を、持続可能な社会を実現する好機とし、マイナスの影響を最小化する考え方である「公正な移行 (Just Transition)」とさせるため、政府への要請や幅広い関係者との対話などを行っている。長岡市におかれてもカーボンニュートラル実現に向けたGX(グリーン・トランスフォーメーション)実行計画や適応計画の策定や改定、あるいは具体的施策を検討するにあたっては、労働組合を含む関係当事者が加わる社会対話を行い、その意見を反映させ、丁寧な合意形成をはかられたい。

(回答)

当市においても 2050 年カーボンニュートラル実現を目指して、今年 3 月「長岡市カーボンニュートラルチャレンジ戦略 2050」を策定し、現在、気候変動適応対策を含む地球温暖化対策の改定作業を環境審議会で行っているところです。

環境審議会は、温室効果ガス排出に関わる産業界の代表者をはじめ、温室効果ガスの吸収源となる森林整備などの関係者、学術機関、NPO 団体、会社員・主婦など 15 人で構成し、議論、検討をさせていただいております。

引き続き、各種計画の策定や改定作業にあたっては、労働組合を含む関係当事者が加わる社会対話に努めてまいります。

また、今後の産業構造の転換による雇用環境の変化が起こることが予想されることから、こうした環境の変化に労働者が対応できるよう、引き続き、労働組合の皆様との連携と支援、及び関連機関との協議を深めてまいります。

(環境政策課、産業立地・人材課)

(3)「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行なわれたい。その際、特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配せと強力な支援を行われたい。また、中小企業における省エネ・生産性・安全性向上、人材不足への対応のための設備投資促進施策を拡充し、周知を徹底されたい。生産性向上特別措置法による税制支援の活用については、「導入促進基本計画」を策定済みであることを周知し、中小企業への働きかけを促進されたい。

(回答)

「失業なき労働移動」に向けては、長岡商工会議所や長岡商工会連合、新潟労働局などの産業・労政関連支援機関と市が設置する「長岡市雇用対策会議」において対応を協議していくとともに、こうした環境の変化に労働者が対応できるよう、県内唯一市内に立地するポリテクセンター新潟やハローワーク長岡、市が運営を支援する長岡職業訓練協会や長岡電気工事職業訓練協会などと連携し、適切なカリキュラムによる職業訓練体制の構築について議論してまいります。

また、当市では、中小企業が先端設備等を導入し、省エネ・生産性・安全性が向上することを目的に「導入促進基本計画」を策定し、中小企業の「先端設備等導入計画」に係る審査及び認定を行っております。

認定後は、固定資産税の軽減措置や金融支援が受けられるほか、従業員の賃上げを企業側が担保することにより、労働条件の向上による人材の定着が期待されます。

今後も、経済状況やニーズに合わせた設備投資促進施策の展開に努めて行くとともに、市政だよりや市ホームページ等のほか、商工会議所等の関係団体を通じて、これら認定のメリットを周知し、中小企業から当制度を積極的に活用していただくよう働きかけてまいります。

(産業立地・人材課、産業支援課)

(※) 令和3年6月16日付けで産業競争力強化法等の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入計画は中小企業等経営強化法へ統合されました。

4 社会保障、医療、福祉政策

(1) 地域医療を支える、医師、看護師をはじめ医療関係者の人材確保と労働環境の改善に引き続き努められたい。このための財政支援等を強化するよう国、県と協力して、施策を推進されたい。特に、診療報酬は公的価格で決められており、物価高に対して価格転嫁は全くできないことから、市としても人材確保のため医療機関に対して職員の処遇改善を目的とした助成金を新設されたい。

(回答)

医療人材の不足や偏在は全国的な課題であり、本市としても危機感を持って取り組まなければならない問題であると認識しております。

本市といたしましては、国、県及び関係機関に対し医師確保を強く要望するとともに、市内の基幹3病院に対して医師をはじめとする医療人材の確保を含めた運営費の財政支援を実施しているところです。

また、医師の偏在解消、地域医療構想の実現、医師の働き方改革を国及び県が推進しており、限られた医療資源の配置が最適化されることによって、労働環境の改善が図られることが期待されています。

今後も新潟県や長岡市医師会、基幹3病院と連携して必要な支援を継続していくことで地域医療を守ってまいります。

(保健医療課)

(2) 介護事業関係者の人材確保と労働環境の改善に引き続き努められたい。制度

を担う労働者が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、一定の期間従事している労働者には、慰労金付きの報奨制度を創設するなどの措置を事業者等と協力して講じられたい。特に、介護報酬は公的価格で決められており、物価高に対して価格転嫁は全くできないことから、市としても人材確保のため事業者に対して職員の処遇改善を目的とした助成金を新設されたい。

(回答)

介護職員の処遇改善については、これまで国が定期的に調査・検証を行いながら、介護報酬における処遇改善加算等の充実が図られ、賃金及び労働環境の改善に対し支援がなされてきたところです。市といたしましては、引き続き、事業者に対して制度周知を行い、取得に向けた支援に取り組むとともに、国の動向を注視しながら対応してまいります。

また、物価高騰に係る介護事業者への市の支援策といたしまして、賃上げへの直接的な支援ではありませんが、事業運営経費の負担軽減を目的とした「エネルギー価格高騰対策支援金」を交付し、事業の安定化に対する支援を行ってまいりました。

今後も、市民の生活に不可欠な介護サービスが安定的に提供されるよう、介護職員がやりがいを持ちながら働くことができる取り組みを進めるとともに、処遇改善や新たな人材確保等に対し必要な支援を実施してまいります。

(介護保険課)

(3) 新潟県労働者福祉協議会が生活相談窓口として長岡地区労働者福祉協議会に開設している、「新潟県ライフサポートセンター」について、延べ相談件数は4,792件(08年以降の長岡市4,611件、他市町村1,811件)、直近一年間でも436件(内他市町村226件)の相談が寄せられている。引き続き市民への相談窓口として周知活動への支援をお願いしたい。

(回答)

市は、新潟県労働相談所の相談体制が下越地域に集約される中、新潟県ライフサポートセンターには、中越地域に立地する常設の勤労者相談窓口として大変期待しており、連合中越地域協議会への活動支援を通じて、勤労者からの生活相談活動を応援するとともに、労働・就労相談の窓口の一つとして、市のホームページへ掲載するなどして周知を図ってまいります。

また、生活困窮者の相談窓口である長岡市パーソナル・サポート・センターにおきましても、新潟県ライフサポートセンターの周知を図ってまいります。

(産業立地・人材課、生活支援課)

(4) 医療・介護・健康・福祉・子育て等分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業（相談支援・参加支援・地域づくり）の実施体制を整備されたい。特に、市民からの相談に対しては、ワンストップで親身に対応できるよう、専門人材の確保等対応を強化されたい。また、共生社会の実現に向け、ヤングケアラーをはじめ、支援を必要とする者の存在を地域で把握し早期に適切な支援につなげる仕組みづくりを進められたい。

(回答)

地区担当制による保健活動を強化し、個人や世帯の抱える複合的な健康問題への支援を、家族や近隣住民、関係機関と連携しながら行います。

また、地区の健康課題の分析を行ない誰もが健康に過ごせる地域づくりを目指します。

アオーレ長岡にある総合窓口の福祉窓口において、障害・高齢・児童・医療費助成等の事業の受付業務をワンストップで対応しております。

申請・相談の際は、対象者の生活状態や世帯状況等を丁寧に聞き取りを行い、各サービスの実施基準等に照らして最適と思われるサービスを提供できるように対応しております。また、受付時に問題等（生活困窮・引きこもり・受診拒否・金銭管理・DV・虐待等）が疑われる場合は、来庁者の承諾をいただいたうえで関係機関等に連絡・調整を行い、適切な支援につないでおります。

ヤングケアラーについては、普段、子どもと接する時間の長い教職員など周囲の大人が、ヤングケアラーと思われる子どもを見逃すことなく把握し、必要な支援につなげることが重要です。そのため、教職員や子ども向けの調査により実態把握に努めているほか、関係機関に対し、必要な視点やかかわり方などヤングケアラーの正しい知識について学ぶ研修を実施し、適切な支援につなげる仕組みづくりに努めております。

重層的支援体制整備事業は、昨今住民が抱える課題が複雑化・複合化しているケースが増加し、そのニーズに対応できる包括的支援体制の実現に向けた手段の1つとして、社会福祉法において努力義務化された事業と認識しております。

今後も、庁内連携は勿論のこと、外部の関係機関とも議論を重ね、今まで以上に市民に寄り添った支援、誰ひとり取り残されない包括的な支援体制の確立を目指す上で、重層的支援体制整備事業の実施も踏まえて検討してまいります。

(健康増進課、福祉課、子ども家庭センター、福祉総務課)

(5) ひきこもり支援について、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口「ひきこもり地域支援センター」が、令和4年度から設置主体が市町村に拡大されたことから、「ひきこもり地域支援センター」の設置を検討されたい。また、その

前段事業である、「ひきこもり支援ステーション事業」「ひきこもりサポート事業」による取組も行われたい。

(回答)

ひきこもり支援については、既存の他の会議体において、ひきこもり状態にある方に対する支援も含めて検討し、関係機関と情報共有を行っております。令和5年度は民生委員を対象とした実態調査を行い、支援体制について分析を行うとともに、支援者に向けた研修会を実施し、気運醸成とスキルアップを図り、ネットワークづくりを行っております。

「ひきこもり地域支援センター」の設置については、関係支援団体等の御意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

(福祉課)

5 人権・男女平等政策推進

(1) 企業、市民のジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスに対する意識向上にむけ、研修会の開催など啓発に努められたい。あわせてSOGI、セクシャルマイノリティに対する差別禁止やハラスメント防止、就業環境改善等にむけた取り組み、啓発活動を関係機関と連携し行なわれたい。

(回答)

だれもが持っているジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスへの理解を深めることは重要と考えており、市でも意識啓発に努めています。今年度はアンコンシャスバイアスセミナーを実施しました。

また、企業の女性活躍推進に向けた男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進するため、社会保険労務士を講師として、ハラスメントなど企業のニーズに合わせた社内研修会や個別相談会、コンサルティングを実施しており、今後もながおか働き方プラス応援プロジェクトの普及啓発を通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援してまいります。

あわせて、すべての人に関わる性的指向・性自認という特性について正しい理解や認識を深めてもらうことを目的に、講演会などの啓発活動を行っております。

今後も継続して実施し、多くの方に参加していただけるよう、周知に努めてまいります。

(人権・男女共同参画課、産業立地・人材課)

(2) 「長岡市男女共同参画社会基本条例」「第3次ながおか男女共同参画基本計画」に則り、男女平等社会の実現に向けて実効ある施策を引き続き推進していただきたい。特に、コロナ禍により、とりわけ大きな打撃を受けた非正規雇用で働

く女性、DV等により困窮した女性、就職活動中の学生に対し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条-第13条を踏まえ、包括的な公的相談・支援体制をより一層強化されたい。あわせて同法第19条にもとづき、NPO等民間団体が行う支援活動に対する助成を強化するとともに、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等の提供に係る取組もより一層強化されたい。

(回答)

男女平等の実現に向けた社会環境の整備、女性活躍の推進、配偶者などからの暴力の根絶、男女共同参画の推進体制の充実のための諸施策を着実に推進してまいります。

困難な問題を抱える女性に対する支援については、国の基本方針に則り、民間団体と連携し、相談体制の強化、一時避難所の受入対象者の拡大、継続的な支援へのきっかけとなる生理用品の配布や居場所づくりなどの事業に取り組み、多様化・複合化する困難な問題を抱える女性への支援に努めてまいります。

(人権・男女共同参画課)

6 環境、食料、農業政策

(1) 「第4次長岡市環境基本計画の中間見直し」を受け、低炭素から脱炭素に向けて、計画の変更点について周知を行い、企業、市民へ地球温暖化防止について理解浸透を図られたい。また、2030年目標、2050年のカーボンニュートラル実現に向けたGX(グリーン・トランスフォーメーション)実行計画や適応計画の策定や「環境基本計画」の改定、あるいは具体的施策を検討するにあたっては、労働組合を含む関係当事者が加わる社会対話を行い、その意見を反映させ、丁寧な合意形成をはかられたい。

(回答)

第4次長岡市環境基本計画の中間見直しでは、脱炭素社会の実現に向け、徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入など、地球温暖化対策に取り組むため、市の施策とともに市民・事業者から配慮いただきたいことをわかりやすく記載しました。また、次世代を担う子どもたち向けに、概要版を作成し周知したほか、市のホームページや「長岡市環境情報誌」等を通じて中間見直しの内容を周知しました。

当市においても、2050年カーボンニュートラル実現を目指して、今年3月「長岡市カーボンニュートラルチャレンジ戦略2050」を策定し、現在、気候変動適応対策を含む地球温暖化対策の改定作業を環境審議会で行っているところです。

環境審議会は、温室効果ガス排出に関わる産業界の代表者をはじめ、温室効果ガスの吸収源となる森林整備などの関係者、学術機関、NPO団体、会社員・主婦

など15人で構成し、議論、検討をしていただいております。

引き続き、各種計画の策定や改定作業に当たっては、労働組合を含む関係当事者が加わる社会対話に努めてまいります。

(環境政策課)

(2) 食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実ははかるため、国、県と協力して施策を講じられたい。また、地産地消の推奨など市民運動の展開や、フードチェーンの連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進されたい。食料資源の循環の観点から、フードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発の推進、学校での食育の取り組みなどを通じて、食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)のさらなる周知・徹底をはかられたい。

(回答)

食料自給力の向上については、特色ある長岡産農作物の高付加価値化を推進するとともに、需要に応じた農作物の安心・安全な供給体制を維持するため、国や県と連携して多角的に支援してまいります。

地産地消の推奨については、地域で生産された農畜水産物を積極的に選び消費してもらうため、長岡産農畜水産物への関心・消費者ニーズを喚起するとともに、長岡産食材のPRや学校給食での長岡産野菜の利用拡大、地産地消推進店の利用促進などを進めてまいります。そして、食生活改善推進委員協議会による、地域の食材を使った料理や郷土料理の教室を通じて、広く市民の皆様へ周知拡大してまいります。

また、農業者等や商工業者による長岡産食材の生産、加工、販売などの一連の流れを6次産業化や農商工連携を支援しながら、地場食品の消費拡大を促進してまいります。

食品ロス削減国民運動のさらなる周知・徹底をはかるため、これまでもフードバンク活動の支援を実施しておりますが、今後も普及促進・支援に努めてまいります。

消費者に対しましては、お弁当やおにぎり、お惣菜など、すぐ食べる食品は棚の手前に並んでいる賞味・消費期限の短いものを選んで購入する「てまえどり」の促進など食品ロス削減に向けた広報を市政だよりや情報誌等を活用して実施しております。今後も消費者に対する啓発を推進してまいります。

学校給食では残量調査の結果を児童生徒に示し、食べ残しや食品廃棄などについて考え、食品ロスの削減につなげる取組を行っているほか、給食だよりで食品ロスを減らすコツやレシピを紹介するなど、保護者への啓発も図っています。また、越路西小学校においては、学校給食の生ごみを回収し肥料化することにより、資源の循環を図る取組も行っています。

さらに、市では学校給食で地産地消を推進しており、食育を通して、子どもたち

が食べ物を大事にし、食への感謝の気持ちを育めるよう、引き続き努めてまいります。

(農水産政策課、健康増進課、環境業務課、子ども・子育て課、
学校教育課、学務課)

7 防災・まちづくり・交通・運輸政策

- (1) 高齢者や障害者はもとより、すべての市民が利用しやすい公共交通機関等の交通手段の確保に向け、「長岡市地域公共交通網形成計画」に基づき市内公共交通体系の構築につとめられたい。特に、2024年4月より適用される労働時間の上限規制および改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(告示)に対応できるよう、運転員等の人材の確保について、交通事業者等と連携して対応されたい。

(回答)

本市では、公共交通利用者の減少や少子高齢化など近年の現状と課題を踏まえ、令和5年3月長岡市地域公共交通計画を新たに策定いたしました。

この計画に基づき、誰もが安心して利用できる公共交通網の構築を目指すとともに、地域の実情に即した持続可能な公共交通の実現に向け、引き続き、取組みを進めてまいります。

また、運転員等の人材の確保につきましては、業務内容等を知ってもらうためのPRイベントを令和5年10月に交通事業者等と連携して開催しました。全国的に運転員等の人材不足が課題となっていることから、今後も交通事業者や関係機関と連携しながら、人材を確保できるよう努めてまいります。

(都市政策課)

- (2) 災害発生時における防災担当者の業務負担の極度な増加につながらないシステムを構築し、迅速な情報の收受を実現するとともに、災害により故障が発生した場合にも、迅速に対応できる体制の整備をはかられたい。また、災害発生時の状況把握や復旧を担う労働者の健康確保の観点から、作業に従事する労働者の待機・宿泊施設の確保について必要な支援を行なわれたい。あわせて、そうした支援について、災害協定締結業者や維持管理等の契約相手方にも周知されたい。

(回答)

当市では、近年頻発化・激甚化する諸災害に備えるため、長岡市地域防災計画に基づき所管部署が連携を図りながら、防災体制の構築や各種防災施策を推進しております。気象庁の警報発表時や地震が発生した際には、災害体制への速やか

な移行や情報発信が必要になるため、本部では24時間体制の編成とともに災害リスクの状態監視を行っています。

一方、職員の負担軽減や業務の効率化を図るため、リモートパソコンや携帯電話などの公用端末の配備に加え、携帯電話でも使用できる情報共有システムを導入しています。気象情報の警戒監視や災害対策本部運營業務等をリモートによって行うことができる環境を整備したことにより、勤務地を問わず、住民周知や緊急避難場所の開設運營業務等について、迅速な初動対応が可能となっており、防災業務における業務の効率化や労働環境の改善に向け、引き続き取り組んでまいります。

災害による土木施設の被害状況の把握や復旧作業については、所管する市職員と「災害等に係る緊急を要する工事に関する基本協定」による、市内建設業協会と協力し迅速な復旧活動に努めてまいります。

また、復旧活動等に従事する労働者は、災害の種別や被災状況により、過重労働とならないよう、人員の確保や交代体制の確保などに努めるとともに、必要に応じて他自治体への支援を要請するなど、災害復旧現場に必要な支援を実施していきたいと考えております。

(危機管理防災本部、土木政策調整課)

8 教育政策

(1) 県では、「新潟県子ども条例(仮称)」の制定に向けて、論議を進めている。長岡市においても、子どもの権利を保障し成長を支援する「子ども(児童)の権利条約」を地域に根づかせるため、「子どもの権利」を明記した条例を制定するとともに、子どもオンブズパーソン制度を創設されたい。

(回答)

県が「新潟県子ども条例(仮称)」の制定に向けて、議論を進めていることは認識しております。子ども施策を進めていくうえで、子どもの権利の保障や尊重、市民への周知啓発は重要であり、今後どのような取り組みが効果的なのか、「子ども条例」の制定を含め、研究してまいります。

(子ども・子育て課)

(2) 価値観の多様性を認め、いじめの根本的な解決につながる体制、子どもが相談しやすい体制をつくり、ゆきとどいた教育環境を築くため、小・中学校における30人以下学級の拡大について関係機関に働きかけられたい。また、いじめや虐待、貧困などを早期に把握し、適切に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての学校に常勤で配置できるよう努力された

い。このためにも臨床心理士などの専門職の正規採用を増やしていただきたい。

(回答)

新潟県では、小学校1年生と2年生で32人以下学級、3年生と4年生は35人以下学級を実施しています。令和6年度は5年生、令和7年度は6年生で35人以下学級が実現します。また、現在、小学校5・6年生及び中学校について、可能な限り35人以下学級になるように加配教員を配置しています。

市では、ゆきとどいた教育環境構築のために、新潟県へ30人以下学級の実現に向けて働きかけていくとともに、各学校に教育補助員やスクールサポートスタッフ、介助員等を適切に配置しています。

各事案への対応として、全ての学校にSCやSSWを市で配置することは難しいですが、子どもナビゲーターが学校や保育園・こども園に訪問し、虐待や貧困などの支援が必要な子ども(家庭)を把握するとともに、関係機関と連携し適切な支援につなげています。また、今年度、子ども・青少年相談センターの取組を強化し、相談窓口を一本化するとともに、自立支援コーディネーターと社会福祉士・公認心理士等の資格を有するSSWを新たに雇用しました。相談があった場合は、担当課や学校と連携しながら福祉等の関係機関につなげるなど、子どもと保護者の支援の充実を図っています。

(学校教育課)

(3) 燃料費の高騰など物価上昇の影響が、児童生徒の学校生活に影響を与えないよう、学校運営経費の拡充をはかられたい。特に、光熱水費については現場で過度な節減策が行われたい。また、公教育の無償性の原則に立ち、学校経費を本人または保護者から徴収する場合には、地方自治法第210条を適用しての公会計処理を進められたい。特に学校給食費については、文部科学省のガイドラインも示されており、早急に公会計化を進められたい。公会計化にあわせて低所得世帯への減免措置などを講じられたい。

(回答)

教育活動や光熱水費燃料費を含む施設管理、感染症対策など、学校運営に共通して必要となる経費については、引き続き公費で負担してまいります。また、学校経費を「学校預り金」として、本人または保護者から徴収する場合には、事前に保護者に使用目的等を文書等で通知するよう、毎年、各校長に対し指導・伝達を行っています。

また、給食費の公会計化については、徴収・支払業務を行うための会計システムの改修や各学校で給食費が一律でないことなど様々な課題があるが、まずは各学校の給食費の額を近づける取組などから検討をしていきたい。

(教育総務課、学務課)

- (4) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善に向けた施策を推進されたい。具体的には①労働条件と職場環境の改善として、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行なわれたい。また、委託費の弾力運用によって、人件費が8割を著しく下回り、職務に見合わない賃金となっている保育所の状況を把握し、必要に応じて改善を求められたい。②チーム保育推進加算の、保育士が長く働くことが出来る環境の整備を促進するという制度趣旨を踏まえ、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の改善、当該保育所全体の保育士の賃金改善につながるよう、加算施設の設置者に対して趣旨を確実に周知されたい。③技能・経験に応じた保育士等の処遇改善が、すべての施設で実行され、保育士等の理解を得られるよう、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠等を就業規則に明記すること等について、加算施設の設置者に対し周知、徹底されたい。

(回答)

子どもたちの健やかな成長を支えるために、幼児教育・保育の「質の確保」は重要であると認識しております。

労働条件と職場環境の改善については、各施設において実状に応じて正規職員を含め適切な職員配置に努めており、また、国が定める処遇改善加算等による保育士等の給与水準の確保、基本研修や課題研修など質の向上に資する各種研修の機会の確保に引き続き務めてまいります。

委託費については、施設が用途の範囲内で各種経費に充てられるものです。その中で、引き続き処遇改善加算の実績報告において、恣意的に偏った改善としていないか確認、指導してまいります。

チーム保育推進加算については、実績報告の中で、各施設とも制度の趣旨を踏まえた賃金改善等が行われていることを確認しております。

技能・経験に応じた処遇改善については、各施設において処遇改善加算Ⅱにより行われており、引き続き制度等の周知に努めてまいります。

(保育課、子ども・子育て課)

- (5) 中学校における部活動の地域移行にあたっては、保護者の経済的、時間的負担の増加によって、子どもが希望する活動を行うことができなくなることが無いよう取り組みを進められたい。特に大会等に出場する場合は、市で送迎する体制を整えるなどの支援策を講じられたい。

(回答)

部活動の地域移行につきましては、令和7年9月に、全市一斉に休日の部活動を地域クラブ活動に移行することを目指しており、市立中学校、(公財)長岡市スポーツ協会、(公財)長岡市芸術文化振興財団をはじめとする関係団体などと協議し、検討を進めているところであります。

子どもたちにとって、地域クラブ活動が希望する活動を選択しやすいものになるとともに、保護者のみなさまにとって過度な負担とならないように環境整備に努めてまいります。

(学校教育課)